

農振法等の法規制の柔軟な運用を求める意見書

牧之原市では旧榛原町・相良町が昭和 47 年に農業振興地域の指定を受け、農地として利用すべき土地の確保のために農業振興地域整備計画が策定されている。

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災において被災した市町では防災事業が進められており、その中には農業振興地域への移転計画も含まれている。当市においても南海トラフ巨大地震での甚大な被害が予想されている中で、現状では沿岸部の市民が市内高台地区への移転を強く希望しても、農振法や農地法の規制により、市内の相対的な土地利用を行うことができない。

震災以降、沿岸部の人口減少が顕著となる中、高台移転を希望する市民の市外への人口流出に歯止めをかけるためにも、高台移転用地を整備して、安心・安全なまちづくりに取り組むことが必要である。

このようなことから、農業振興地域は計画的に優良農地の確保・保全を行うことは勿論であるが、防災上の観点からも総合的なまちづくりを進めるうえでも柔軟な土地利用ができることが必要である。

よって、市は主体的に優良農地確保のための面積目標を設定することができるようにし、土地利用については各自治体の計画に基づき、地域の実情に沿った効率的な土地利用が図られるよう法規制の柔軟な運用が可能になることを強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 26 年 9 月 26 日

静岡県牧之原市議会

宛先

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
内閣官房長官
総務大臣
農林水産大臣
国土交通大臣